

米軍人・軍属による強盗事件に対する意見書

本年、5月12日午後3時55分頃、北谷町北谷の外貨両替所に男2人組が押し入り、従業員に刃物を突き付けて現金約690万円相当を奪う強盗事件が発生した。

沖縄警察署と県警捜査第1課は、米軍憲兵隊が身柄を確保した米陸軍兵と軍属の男2人を任意による事情聴取を行い、その後に容疑者2人は容疑を認めているとのこと。

従業員には幸いにもケガはなかったが、刃物を突き付けられ命を脅かされた恐怖は計り知れない。

新型コロナウイルス禍で沖縄県は緊急事態宣言を発出し、また、在日米軍司令部も公衆衛生非常事態宣言を発出し外出禁止が課されている最中、このような凶悪事件が発生したことは卑劣極まりない。繰り返される米軍人・軍属による事件・事故に対し、強い憤りを禁じ得ない。

日米合同委員会合意では、殺人または強姦という凶悪な犯罪の場合、起訴前の身柄引き渡し要求に対して米側は好意的配慮を払うとされているが、それ以外の数多くの米軍絡みの事件では、起訴前の身柄引き渡しは行われてこなかった。今回の事件に関しても、日米合意における凶悪犯の対象外となる可能性がある。しかし、日本の刑法犯では強盗事件は「凶悪犯」に分類されており、日本の国内法が適用されるべきである。

本町議会は、事あるごとに関係機関に対し抗議及び再発防止を要請してきたが、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法のごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾であり到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件に対して適切な対応をすること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で確実に早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。
- 7 起訴前の身柄引き渡しを要求すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省特命全権大使（沖縄担当）　　沖縄防衛局長
沖縄県警察本部長